

3歳児～5歳児

給食費の徴収について

- 令和元年（2019年）10月から、3歳児～5歳児の**保育料が無償化**されるため、保育料を市又は施設にお支払いいただく必要がなくなります。
- 教育・保育施設の給食の材料にかかる費用（給食費）**は、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**

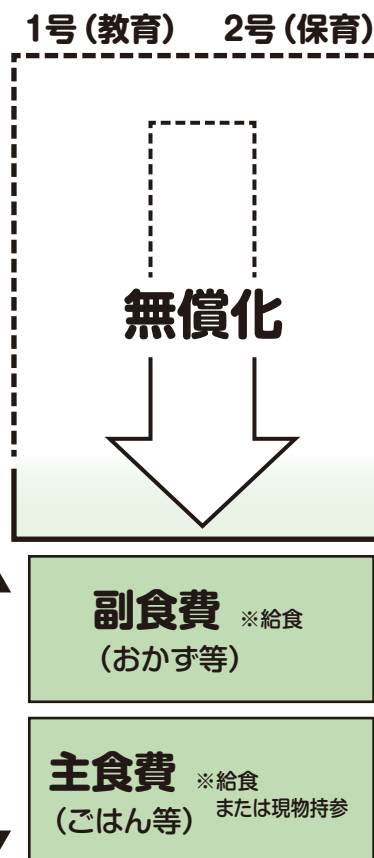
（詳細は裏面をご覧ください）

～これまで～



～無償化後～

（令和元年（2019年）10月以降）



※1号認定・3号認定
については、給食
費の考え方に
変更ありません

保育料（副食費を除く）
が無償化されます

給食費は、引き
続き保護者の
負担となります
（詳細は裏面）

～保育利用（2号認定）の場合～

○現在、3歳児～5歳児の給食費分は、次のとおりお支払いいただいております。

- ・「主食（ごはん等）分」→直接（市又は園に）
- ・「副食（おかず等）分」→（保育料の一部として）市又は園に

○今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。

このため、令和元年（2019年）10月以降は、主食分と副食分の給食費をまとめて施設に（公立は市に）お支払いいただくこととなります。

